

【令和8年度】鳥獣侵入防止柵(集落柵)の設置要望募集のお知らせ

矢掛町では、増加するイノシシ等による農作物の被害対策のため、独自事業として、鳥獣侵入防止柵設置資材の補助を行います。

つきましては、令和8年度の設置要望を募集しますので、イノシシ等の被害にお困りの方は、地域ぐるみ(町内会等)で鳥獣侵入防止柵(集落柵)の設置をご検討下さい！

なお、今年度から電気柵の草刈作業の負担軽減のために併設する除草シート等への補助を開始しましたので、あわせてご検討ください。



1 補助の内容

事業種目	補助対象経費 及び補助率	上限額	備考
侵入防止柵	資材費(税込) の1/2以内 ※千円未満の端数切り捨て	20万円	・侵入防止柵の導入は 新設 が対象です。過去に補助を受けた柵の更新や修繕は対象外です。
【拡充】 除草シート等	資材費(税込) の1/2以内 ※千円未満の端数切り捨て	5万円	・この補助金又は過去の補助金で導入した耐用年数期間内(8年)の電気柵の草刈作業の負担軽減のための除草シート等に限ります。 ・過去に補助事業等で導入した除草シート等の更新や修繕は対象外です。

2 補助を受けるための要件

- ・矢掛町で農業生産を主たる業務として活動する団体等で、原則**矢掛町に住所を有すること**。
- ・**2戸以上**の受益戸数がまとまって、一団の農地概ね **3,000 m²以上**を囲うこと。
- ・囲う農地が**現に耕作**されていること。
- ・地元住民で柵の設置・管理を行い、周辺の草刈り等の環境整備を合わせて行うこと。
- ・耐用年数期間内(電気柵:8年間, ワイヤメッシュ柵:14年間)は集落で協力して設置・維持管理を行う必要があります。この期間を経過するまで、柵の廃棄や更新(地元負担)はできません。

3 注意事項

- ・**交付決定を受ける前に購入・設置した資材は補助対象になりません。**
- ・同一の補助対象者に対して、同一年度内に1回限りです。
- ・侵入防止柵の設置補助は農地ごとに1度だけです。
- ・電気柵を設置する場合は、危険表示板の設置が必要です(表示板も補助対象)。
- ・要望が多数の場合は全てにお応えできないことがあります(受付は申請順)。

4 申請方法

産業観光課にある交付申請書に、代表者名, 受益者氏名, 設置場所, 希望資材等の必要事項を記入のうえ提出してください。

5 申請書提出・問い合わせ先

矢掛町産業観光課 電話:0866-82-1016

イノシシなどによる
農作物被害にお困り
ではありませんか？



やかけ観光大使

やかつしゅ

矢掛町有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助金の事業実施の流れ

◎交付決定前に事前に購入したものは補助対象となりません。被害が出る前に、計画的な事業実施をお願いします。

○侵入防止柵は、電気柵・ワイヤーメッシュ柵に限ります。

○侵入防止柵の導入については新設のみを対象とし、過去に補助事業等で導入した侵入防止柵の更新や修繕は対象となりません。

①事前相談(申請者)

まずは申請予定者から役場産業観光課(電話 0866-82-1016)にご相談ください。

その際に、対象となる侵入防止柵の設置予定距離を計測してから事前相談願います。

内容を確認し適当と判断した場合は、交付申請書様式などをお渡しします。

②交付申請書提出(申請者)

事前計測結果を参考に見積書(同じ製品で2者, 原則町内業者)・位置図(設置場所を記入)・カタログ・受益者名簿・承諾書・同意書・設置前写真などを揃え、交付申請書・事業計画書を提出して下さい。書類の提出については役場産業観光課に持参・郵送でお願いします。

③審査・交付決定通知送付(役場)

提出された交付申請書を審査し、適当と認められる場合には交付決定通知を送付します。

なお、事業終了後に提出する「実績報告書」の様式も同封します。

④事業実施(申請者)

交付決定を受けて物品の購入等事業実施が可能となります。事前購入とならないようご注意ください。交付決定前に購入・設置された場合は、補助対象になりません。

⑤実績報告提出(申請者)

侵入防止柵の設置・支払いともに完了後、実績報告書・事業実績書(納品書・領収書の写し・設置後写真等を必ず添付)を提出して下さい。年度内に事業を完了する必要があります。

⑥調査・審査・確定通知送付(役場)

提出された実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付確定通知を送付します。

なお、補助金を請求する「請求書」の様式も同封します。

⑦補助金請求(申請者)

請求書に必要事項を記入して提出して下さい。指定口座に補助金を振込します。